

## 阿南市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて

阿南市の発注する建設工事(以下「工事」という。)について、阿南市公共工事標準請負契約約款第10条第3項の規定による工事現場の現場代理人の常駐義務の適用を緩和する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 現場代理人の兼務を認める要件

請負者は次の各号のいずれにも該当する工事において、現場代理人を他の工事と兼務させることができるものとする。ただし、市長が現場代理人を兼務させることが適当でない判断した場合はこの限りでない。

- (1) 阿南市以外が発注した工事についても兼務の対象とするが、この場合は、必ず兼務する他工事の監督職員の承認を得て兼務が可能であると認められる工事であること。
- (2) 兼務に係る全ての工事の当初請負金額合計が 3,000 万円未満であり、施工場所が全て阿南市内であること。ただし、1件当たりの金額は 2,500 万円未満とする。
- (3) 兼務をさせようとする現場代理人が、他の工事で建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 3 項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

### 2 現場代理人 1 人につき、兼務することができる工事の件数は 3 件までとする。

### 3 災害復旧工事のように特定の地域において多数発注する場合は、別途定めることができる。

### 4 現場代理人の兼務手続き

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の監督職員と協議を行う。
- (2) 受注者は協議の結果、発注者が現場代理人の兼務を可能と認めたときは現場代理人兼務届を兼務させる予定工事の発注者に提出する。
- (3) 発注者は兼務となる他の工事の監督職員と協議し、現場代理人の兼務が可能か確認する。

### 5 留意事項

- (1) 工事を兼務する現場代理人は工事現場の安全管理を徹底し、発注者と常に連絡をとれる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は駐在する現場に偏りがないよう配慮し、兼務する現場のいずれかに必ず駐在し兼務する現場の管理運営に努めること。
- (3) 発注者は工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、受注者と

協議を行い、現場代理人の兼務の解除をし、新たに現場代理人を配置するよう求めることができる。

(4) 兼務に係る工事が設計変更（増額変更）等により、1（2）の合計額以上となった場合であっても、引き続き兼務することができる。

(5) 平成27年1月5日以後に指名通知又は入札公告する工事を対象とする。

※兼務する他工事の契約時期は問わない。